

Grandeur Global Academy 沼津校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、日本語を母語としない外国人等が大学・専門学校への進学等、個々の目標を達成するために十分な日本語及び日本文化に関する教育を行い、地域社会をはじめ広く国際社会の発展に寄与できるコミュニケーション能力をもったグローバル人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、Grandeur Global Academy 沼津校 という。

(位置)

第3条 本校は、静岡県沼津市高島本町12番22号に置く。

(点検及び評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間及び収容定員)

第5条 本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	入学時期	収容定員	クラス数
進学2年コース	4月期生	160名	8クラス
進学1年6か月コース	10月期生	80名	4クラス
合計		240名	12クラス

※2025年4月期生より適用されます。

(2部制)

第6条 授業は午前及び午後の2部制とし、それぞれを「午前部」「午後部」とする。

(始期・終期等)

第7条 本校の各コースは、それぞれ4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

《4月期生》

- (1) 春学期 4月上旬から 9月下旬まで (20週間)
- (2) 秋学期 10月上旬から 3月中旬まで (20週間)

《10月期生》

- (1) 秋学期 10月上旬から 3月中旬まで (20週間)
- (2) 春学期 4月上旬から 9月下旬まで (20週間)

(休業日)

第8条 本校の休業日は、以下のとおりとする。その期間については、年度ごとに別途定めることとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

- | | | |
|---------|---------|--------------|
| (3) 春休み | 3月下旬から | 4月上旬まで（2週間） |
| (4) 夏休み | 8月上旬から | 8月中旬まで（2週間） |
| (5) 秋休み | 9月下旬から | 10月上旬まで（2週間） |
| (6) 冬休み | 12月下旬から | 1月上旬まで（2週間） |

2. 教育上必要である場合ややむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。
3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときには、臨時に授業を行わないことができる。

（一時帰国について）

第9条 在学期間中の一時帰国は、長期休暇期間中のみとし、別途規定に従って手続きをするものとする。

第3章 教育課程、授業時間、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第10条 本校の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の各号に定めるとおりとする。
ただし、ここにいう授業時数の単位時間は、45分とする。

（1）進学2年コース

課程	内容	週当たり授業時数等
初級Ⅰ	母国で学んできた基本文法・文型・語彙を復習しながら、身近な生活で意思疎通ができるように会話練習や活動を取り入れる。文字は仮名文字から復習し、きちんとした表記ができるようにし、書く習慣をつける。また、日本の生活習慣や本学での ICT を活用した学習スタイルに慣れ、初級Ⅱに進むための日本語四技能の基礎を養う。日本で生活できる知識を得る。	200時間 （10週）
初級Ⅱ	初級Ⅰの文法・語彙を運用できる会話練習や聴解練習を行うとともに、初級Ⅰの応用的文型表現や語彙を習得し、身近なことを表現するための日本語四技能を培う。また、進学のための各種試験の受験をふまえ、漢字や読解力を伸ばす。また、地域社会や日本文化への興味・関心を引き出す活動を取り入れ、学習の主体性をはぐくむとともに、日本の生活・習慣について理解を深める。	200時間 （10週）
中級Ⅰ	テキストのトピックを中心に、初級で学習した文型・語彙を整理しながら運用できるようにするとともに、EJU・JLPT 対策を行い、受験準備を始める。多様なスタイルの読解文を多読し、内容の説明や意見を述べる練習を行う。また、日本社会について学びながら、自ら話題をさがし、外部に向けて意見を発信するような活動を取り入れる。	200時間 （10週）
中級Ⅱ	社会生活全般の日本語を理解するための文型や漢字・語彙を習得し、様々に言いかえられる表現力を身につける。社会での具体的場面についてわかりやすく説明したり、根拠を添えて意見を述べたりする練習をする。イベントや授業内活動を通して日本人との交流ができる機会をつくり、広く日本社会・文化にふれる。EJU・JLPT 対策を実施する。	200時間 （10週）
中級Ⅲ	身近な社会問題についての日本語を理解するために必要な文型・漢字・語彙を習得し、意見を述べたり、話し合ったり、意見文を書く練習を行う。特に読解や記述、インタビュー応答に力を入れ、受験に備える。EJU・JLPT 対策を実施するとともに、学習者が自らのキャリアデザインを描き、それを他者に的確に伝える練習をする。	200時間 （10週）
上級Ⅰ	進学後にそなえ、長い説明や会話を理解し、説明したり意見を述べたりするための文型・漢字・語彙を習得する。ひとりひとりの進路に応じて、必要な漢字語彙や専門用語などを身につけ、他者に伝えられるように練習をする。また、ICT を活用し、情報リテラシーを身につけながら、幅広い話	200時間 （10週）

	題について日本語で発信していく。進学情報を収集し、自ら書類を準備・記入できるようにする。	
上級Ⅱ	講義など、論理的な内容の日本語を理解できるようにするための文型や漢字語彙・専門用語などを身につける練習をする。テキストを中心に、ニュースや時事問題・学術的なトピックなど社会生活の中で接する幅広い話題の自然な日本語の運用練習を行う。また、長文読解練習や読解と小論文との組み合わせ等、受験にそなえた練習を実施する。	200時間 (10週)
上級Ⅲ	進学後の日常生活・学生生活や講義、試験、レポート、論文、プレゼンテーションなどで必要とされる各種社会的手続きやアカデミック・ジャパニーズのスキルのまとめをする。また、卒業に向けて、外部との関わりが増える中、将来の職業を意識し、場面や相手に応じた表現練習も行う。	200時間 (10週)

(2) 進学1年6か月コース

課程	内容	週当たり授業時数等
初級Ⅰ	母国で学んできた基本文法・文型・語彙を復習しながら、身近な生活で意思疎通ができるように会話練習や活動を取り入れる。文字は仮名文字から復習し、きちんとした表記ができるようにし、書く習慣をつける。また、日本の生活習慣や本学での ICT を活用した学習スタイルに慣れ、初級Ⅱに進むための日本語四技能の基礎を養う。日本で生活できる知識を得る。	200時間 (10週)
初級Ⅱ	初級Ⅰの文法・語彙を運用できる会話練習や聴解練習を行うとともに、初級Ⅰの応用的文型表現や語彙を習得し、身近なことを表現するための日本語四技能を培う。また、進学のための各種試験の受験をふまえ、漢字や読解力を伸ばす。また、地域社会や日本文化への興味・関心を引き出す活動を取り入れ、学習の主体性をはぐくむとともに、日本の生活・習慣について理解を深める。	200時間 (10週)
中級Ⅰ	テキストのトピックを中心に、初級で学習した文型・語彙を整理しながら運用できるようにするとともに、EJU・JLPT 対策を行い、受験準備を始める。多様なスタイルの読解文を多読し、内容の説明や意見を述べる練習を行う。また、日本社会について学びながら、自ら話題をさがし、外部に向けて意見を発信するような活動を取り入れる。	200時間 (10週)
中級Ⅱ	社会生活全般の日本語を理解するための文型や漢字・語彙を習得し、様々な言い換えられる表現力を身につける。社会での具体的場面についてわかりやすく説明したり、根拠を添えて意見を述べたりする練習をする。イベントや授業内活動を通して日本人との交流ができる機会をつくり、広く日本社会・文化にふれる。EJU・JLPT 対策を実施する。	200時間 (10週)
中級Ⅲ	身近な社会問題についての日本語を理解するために必要な文型・漢字・語彙を習得し、意見を述べたり、話し合ったり、意見文を書く練習を行う。特に読解や記述、インタビュー応答に力を入れ、受験に備える。EJU・JLPT 対策を実施するとともに、学習者が自らのキャリアデザインを描き、それを他者に的確に伝える練習をする。	200時間 (10週)
上級Ⅰ	進学後にそなえ、長い説明や会話を理解し、説明したり意見を述べたりするため文型・漢字・語彙を習得する。ひとりひとりの進路に応じて、必要な漢字語彙や専門用語などを身につけ、他者に伝えられるように練習をする。また、ICT を活用し、情報リテラシーを身につけながら、幅広い話題について日本語で発信していく。進学後のそなえとして、プレゼンテーションや各種書類の記入ができるようにする。	200時間 (10週)

(学習の評価及び進級)

第11条 学習の評価は、各課程の途中で行う中間試験、および修了試験の結果、出席状況、学習に取り組む姿勢をそれぞれの基準で判断して A~F の6段階で表し、一定以上の評価を得たものは、次の課程に進級することができる。

2. 前項の評価規準及び進級規定の詳細は別途定める。

(クラス編成)

第12条 入学直後のクラスは、出願書類や選考結果等をもとに学校が決定する。

2. 次学期以降のクラスは、各課程の途中でを行う中間試験、および修了試験の結果等をもとに学校が決定する。

(教職員組織)

第13条 本校には次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 12名以上 (うち本務等教員6名以上)
- (4) 生活指導担当者 1名以上
- (5) 事務職員 1名以上

2. 前項のほか、必要な契約職員を置くことができる。

3. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4. 校長は各学期に最低1回以上の教職員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、学生の習得状況・生活状況等を検討する。

5. 主任教員は教務の主任を務め、全課程の監督を行う。

6. 各クラスの担任教師はそのクラスの他の教師と、学生の習得状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。

7. 初任教員は、本校の方針・クラス運営、教授法、教務事務等の研修を、別途定める通り、一定期間受けるものとする。

(授業時間数)

第14条 1年間の総授業時間数は800時間とする。

(授業の終始時刻)

第15条 授業の終始時刻は、校長が定める。

(出席確認)

第16条 授業では毎時間学生の出席を確認する。

(欠席の連絡)

第17条 学生は、疾病等によりやむを得ず欠席する場合、その旨を事由とともに学校に連絡しなければならない。

(行事等)

第18条 授業の一環として、防災訓練や交通安全指導、各種行事や地域イベント参加を行うことがある。

2. 前項については、出席確認を行うものとする。

第4章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第19条 原則として、在留資格「留学」により本校に入学する者の入学資格は、以下の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育もしくはそれに準ずる課程を修了している者、又は修了する見込みのある者
- (2) 年齢が18才以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける財政保証兼身元保証人を有する者
- (5) 日本語を150時間以上履修し、日本語能力N5級程度以上の日本語能力がある者

2. 前項の条件に限らず、出入国在留管理庁より在留資格に問題がないと認められた者は、校長が入学

を許可することができる。

(入学時期)

第20条 本校への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第21条 本校への入学手続は、以下のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならぬ
- (2) 本校は前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学許可者に対して必要な手続を行った上、入学者を決定する
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第28条に定める入学金及び入学検定料を納付し、必要な書類を添えて申請学期の入学手続をしなければならない

(連絡先の届出)

第22条 学生は、入学後に現住所、電話番号、メールアドレス、母国住所、母国電話番号等を学校に届け出なければならない。

2. 前項により届け出た内容に変更があった場合は、速やかに学校に知らせなければならない。

(休学・復学)

第23条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって10日以上欠席しようとする場合は休学扱いとなるため、診断書等必要な書類を添え、欠席事由及び期間等を記載した休学届けを提出し、校長の許可を得なければならない。

2. 休学期間は原則最長60日までとする。

3. 休学した者が期間内に復学しようとする場合は復学届けを提出し、校長の許可を得なければならない。

(退学及び転学)

第24条 コース期間の途中で退学又は転学を希望する者は、その事由を記載した退学届け又は転学届けを提出し、校長の許可を得なければならない。

2. 前項によって退学又は転学が許可された者は、別途定める規定に従って手続きを行わなければならない。

(修了及び卒業の認定)

第25条 校長は、第10条で定められた各課程について第11条に定める学習の評価を行い、総合して一定の評価を受けた者に対して当該コースの修了を認定する。

2. 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して卒業証書を授与し、本校が定める一定の履修を終えた者に対して受講証を発行する。

3. 第1項、第2項の卒業証書等授与及び受講証の発行に関わる規定は、校長が別途定める。

(褒賞)

第26条 校長は、学習及び学習態度が優秀かつ模範的な者を卒業対象者の中から職員の協議によって選出し、その最優秀者に対し、卒業時に成績優秀賞を与えることができる。

2. 校長は入学から卒業まで出席皆勤の者に皆勤賞を与えることができる。

3. 校長は、その他褒賞に値する学生がクラス担任より推薦された場合、職員が協議した上、賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第27条 学生が、本校の学則その他本校の定める諸規則を守れず、その本分にもとる行為があったときには、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学、及び退学の3種とする。

3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとし、その適用基準は別途定める。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由なく出席が不良な者
 (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 4. 第2項の訓告、停学の基準とその適用については別途定める。

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第28条 本校進学コースの学生納付金は、次のとおりとする。

進学2年コース (4月入学)			
区分	入学時(1年目)	2年目	合計
入学検定料	40,000円		40,000円
入学金	100,000円		100,000円
授業料	600,000円	600,000円	1,200,000円
教材費	50,000円	40,000円	90,000円
施設費	10,000円	10,000円	20,000円
設備費	10,000円	10,000円	20,000円
保険料	10,000円	10,000円	20,000円
健康管理費	10,000円	10,000円	20,000円
合計	830,000円	680,000円	1,510,000円

※保険料および健康管理費を除き、納付金には別途消費税がかかります。

※2025年4月期生より適用します。

進学1年6か月コース (10月入学)			
区分	入学時(1年目)	2年目	合計
入学検定料	40,000円		40,000円
入学金	100,000円		100,000円
授業料	600,000円	300,000円	900,000円
教材費	50,000円	20,000円	70,000円
施設費	10,000円	5,000円	15,000円
設備費	10,000円	5,000円	15,000円
保険料	10,000円	5,000円	15,000円
健康管理費	10,000円	5,000円	15,000円
合計	830,000円	340,000円	1,170,000円

※保険料および健康管理費を除き、納付金には別途消費税がかかります。

※2025年10月期生より適用します。

(納入)

第29条 学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生の授業料は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替あるいは免除は行わないものとする。
3. いかなる学生でも休学した場合、授業料の振替免除は行わないものとする。

(滞納)

第30条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を滞納し続け、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して除籍処分を行うことができる。

2. 前項についての規定は、別途定める。

(学生納付金の返還)

第31条 すでに納入された学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 入学する年度の入学予定月以前 (4月入学の場合は3月31日、10月入学の場合は9月30日)

に入学を辞退した場合における既に納入している授業料、その他納付金

(2) 損害賠償額の予定又は違約金の定めのある性質を有する授業料等の平均的な損害を超えた部分

2. 前項の手続をする場合には、次の必要書類のうち、必要とされるものを本校に提出又は提示するものとする。

(1) 納付金の領収書

(2) 事情説明書

(3) 未使用の「在留資格認定証明書」

(4) パスポート

(5) その他、本校が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの

注：必要書類がそろっていない場合や事情説明書の内容が十分でない場合には、納付金を返還できないこともある。

3. 第1項、第2項の手続きに関する規定の詳細は、別途定める。

第6章 雑則

(学生証)

第32条 入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、学生の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

(学生寮)

第33条 学生寮に関する事項は、別途定める。

(健康診断)

第34条 本校に入学する学生は入学時に、本国からの健康診断書を提出しなければならない。また、来日後の在学生の健康診断は毎年1回、別途定めるところにより実施する。

(健康保険加入)

第35条 在留資格「留学」を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(忌引)

第36条 忌引の期間は、次のとおりとする。ただし、親族が海外にいる場合は、()内の期間とする。

両親、兄弟 7日(14日)

祖父母 5日(10日)

2. 前項に関する手続きの詳細は、別途定める。

(喫煙)

第37条 学校内は喫煙指定場所を除き禁煙とする。

2. 校舎周辺の路上での喫煙は固く禁じる。

(飲酒)

第38条 学校内での飲酒は固く禁じる。

(細則)

第39条 本学則の施行についての細則は、校長が別途定める。

付則： 本学則は、2024年（令和6年）10月1日から施行する。